

# 大都市における京都の放火のすがた

同志社大学 文学部 社会学科 社会学専攻

二澤 亮太

12032048

担当教官 立木 茂雄

はじめに

1 先行研究のレビュー

1.1 犯罪機会論

1.1.1 犯罪機会論の可能性

1.1.2 犯罪に強い空間作り

1.1.3 監視性と領域性

1.2 監視性のもつ影響力

1.3 放火形態の変化

1.4 統計的分析

2 本研究をするにあたっての調査方法

3 調査結果のまとめ

4 京都独自の町作り

4.1 京都の町並み

4.2 天正の地割り

4.3 町家

5 結論

おわりに

はじめに

2年前、新潟中越地震はすさまじい被害をもたらした。私が今まで生きてきた中で2回目の大きな地震である。1つ目は阪神大震災であるが、そのころの私は物事を自分自身が体験しなければ親身になって考えるのは難しい年頃であった。ましてや、ブラウン管を通しての情報ならなおさらである。そして、年を重ねある程度物事を深く考えられるようになった私にとって、新潟中越地震のある報道は大変衝撃的なものであった。それは、レスキュー隊の活動を報じたものであった。自らの命を危険にさらし、他人の命を救おうとする人間の姿に深く感銘を受けたのである。その頃から私は消防士という職業に興味を抱き始めたのだ。しかし、消防に関して知識がないことに気づいた私は、いろいろと調べた。その際、いくつかの消防署のデータを観て、それぞれの消防力に差があることに気づいたので

ある。そこで私は、今住んでいる京都はどのような特徴があり、それはほかの都市と比べどのような違いがあるのかと興味を抱いたのだ。このことが今回の卒業論文の直接のテーマへとつながった。京都と他都市を比べるにあたり、京都を含む政令指定都市である札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、堺市、広島市、北九州市、福岡市の15都市で比較することにした。

現在、消防では火災は大きな課題の1つとなっている。全国的にみてその数は年々増加の道をたどっており、平成16年中の1日の出火件数は165件となっている。

表1は、各政令指定都市別に出火率を高い順に並べたものである。出火率とは人口1万人における1年間あたりの出火件数をしめすものである。

各政令指定都市別出火率（平成16年中）

表1

都市名	火災件数	出火率
大阪市	1,459	5.5
名古屋市	1,154	5.2
北九州市	494	4.9
神戸市	698	4.6
堺市	344	4.4
千葉市	385	4.2
川崎市	547	4.2
仙台市	421	4.1
静岡市	285	4.1
広島市	462	4
さいたま市	405	3.8
横浜市	1,207	3.4
福岡市	424	3.2
札幌市	518	2.8
京都市	272	1.9

表1より、最高は大阪市の5.5、次いで名古屋市の5.2の順であり、出火率が最も低いのは京都市の1.9である。さらに京都市の出火率の低さは他市と比べて大変低い。

この年の京都市の出火原因をみると、一番多いものは放火（疑い含む）、次にタバコ、てんぷら油である。放火についてはここ数年間トップを維持している。また他の市を火災原因別にみても放火はトップに位置している。

1.1で各都市を火災原因別にみてどの都市も放火件数がトップを占めていた。政令指定都市以外の他の都市でもそれは例外ではなく、それぞれの都市で放火対策を講じている。さ

らには消防庁でも放火が火災原因として主要な位置を占めるようになってきたため、平成9年度から2年間、「防火対象物の放火火災予防対策に関する調査研究委員会（委員長 上原陽一横浜国立大学名誉教授）」を設置して放火に関する様々な調査と研究を行い、平成12年には「放火火災予防対策マニュアル」を作成し、全国の消防機関に配布するなど放火に関するさまざまな調査と研究がなされ対策が講じられているほどである。

現在の法律では放火に対する刑は殺人罪よりも重いものとなっている。法律では殺人の罪を刑法第199条「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは3年以上の懲役に処す」と定められており、放火の罪は刑法第108条「放火して、現に住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処す」と定められており、公共危険罪として殺人罪より厳しくなっている。放火は、不特定多数の人間の生命、身体、財産に危険をもたらす極めて悪質な行為であるからである。

各政令指定都市の放火件数（平成16年中）

表2

都市名	放火件数	放火率
大阪市	521	2
名古屋市	434	2
さいたま市	165	1.6
川崎市	212	1.6
静岡市	96	1.4
堺市	108	1.4
神戸市	199	1.3
北九州市	134	1.3
横浜市	436	1.2
福岡市	126	1
広島市	110	1
千葉市	90	1
仙台市	100	1
札幌市	116	0.6
京都市	64	0.4

表2は各政令指定都市の放火件数をまとめ、さらにそれを放火率として人口1万人における1年間あたりの放火件数として割り出し高い順に並べたものである。

表2より最高は出火件数でもトップであった大阪市で、次いでまたも出火件数で2番目

に多かった名古屋市である。最低は、出火率でも一番低かった京都市であり、放火率をみても京都市は大変低い数字になっている。

全国的にみて放火は都市部に多く発生している。それは放火火災件数を都道府県別に見るとよくわかり、平成8年中に最も放火火災が多かったのは東京都で2390件、次いで大阪府の1228件、神奈川県885件と続いている。逆に、最も少なかったのは鳥取県で20件、以下宮崎県(23件)、富山県(25件)の順になっている。

これらの都道府県の顔ぶれは、放火火災が多い方も少ない方も、最近では毎年あまり変わっていない。

以上の結果より、火災件数・放火件数のどちらも京都が一番低い数字を出している。ではなぜ京都は都市部にもかかわらずほかの都市と比べ火災件数・放火件数が低いのだろうか。私がここで着目したいのが、古くから歴史を刻んできた「古都京都」ということである。古くから存在する何かが放火件数・火災件数に何らかの影響を与えているのではないだろうか。またその中で、住民のつながりや、領域性・監視性といったものも関わってきているのではないか。これらを踏まえた上でこの論文の研究を進めていきたいと思う。

## 1. 先行研究のレビュー

まずここでは本研究をするにあたっての先行研究を以下に記していく。

### 1.1 犯罪機会論

#### 1.1.1 犯罪機械論の可能性

犯罪が起きにくい町とはどんなものかを考えていきたい。その際重要となる考え方として「犯罪機会論」があげられる。それを小宮信夫(2005)は『犯罪は「この場所」で起こる』で明確に論じている。

防犯対策に対する従来の考え方は、犯罪者の劣悪な環境(家庭・学校・会社など)に犯罪の原因を求め、それを除去しようとするのが中心であった。しかしながら、このような処遇プログラムは結局再犯率を下げるができなかった。しかしこの文献では、どのような「場所」が犯罪を引き起こすのか、また、物的環境(道路や建物、公園など)の設計や、人的環境(団結心や縄張り意識、警戒心)の改善を通して、いかに犯罪者に都合の悪い状況を作りだし、予防につなげることが重要であるという考えを述べている。

そもそも日本は長きにわたって「安全」を世界に誇ってきた。戦後、欧米諸国では犯罪が激増したにもかかわらず、日本の犯罪発生率は横ばいを維持し、年々その差を開いていた。その日本のライフスタイルの特徴は、家族、学校、会社、町内会といった集団と一体化することが多かった。家族においては、朝昼晩の食卓は家族全員で囲んだ。学校では通学班などといった固定的な班に所属させ、運動会などでは色別に生徒を分け争わせたりして、個性よりも協調性の向上が図られた。会社では、終身雇用と年功序列の見返りとして、

社員に会社への忠誠心と献身を求めた。町内会では、回覧板などで地域の情報を共有し、さらには交流も深めた。これらにより、さまざまなコミュニティーでつながりが非常に強いものになる。そのようなコミュニティーの中では、集団の一構成員であるという意識が一人一人に働き、構成員としてあるためにはその中でのルールを守らなくてはならざるをえなかった。こういったことにより、日本人は、我慢強く、リスク回避的で、気配りに長け、規律正しくなり、そして並外れた安全を享受していたのである。

しかしながら最近になりその安全性は揺らぎ始めている。日本と欧米諸国との間には依然として大きな差はあるものの、欧米諸国の犯罪率が横ばいとなったため、その差を軽視していると日本の上昇傾向にある犯罪率とは、年々縮まっていく可能性は高いといえるであろう。日本の犯罪率の上昇は、個人よりも集団を重んじるという日本人のライフスタイルが欧米化したことが原因である。つまり集団よりも個人を重んじるようになったのである。それにより、それまで集団であることにより生じていた責任が失われ、ささいなルールが軽視されるようになり、そこからさまざまな犯罪へと発展しやすくなったのである。では欧米諸国はどのようにして犯罪発生率を横ばいにすることができたのであろうか。それを成しえたのが犯罪機械論である。

#### 1.1.2 犯罪に強い空間作り

犯罪機会論について小宮は以下のように述べている。

犯罪機会論とは物的環境の設計や人的環境の改善を通して、犯行に都合の悪い状況を作り出そうとする考え方である。では、犯行に都合の悪い状況を生み、犯罪者に犯行をあきらめさせることができる要素とはどのようなものであろうか。

犯罪が起こる状況を 5WIH の形式で整理してみると、Who (だれが) と Why (なぜ) が犯罪原因論の対象となり、Where (どこで) と When (いつ) と What (何を) が犯罪機会論の対象となる。How (どのように) は、両方の対象になりえるものであり、たとえば、How が「銃器を使って」という場合には、その銃器を手に入れた側 (需要者) に注目すれば犯罪原因論になり、銃器を与えた側 (供給者) に注目すれば犯罪機会論になる。また、対人犯罪の場合には、What に替わって Whom (だれに) が犯罪機会論の対象となる。

そこで、What と Whom を犯罪者の「標的」として一つにくくり、Where と When と How を犯行の「場所」として一つにまとめ、それぞれについて、犯罪に強い要素を研究成果に基づいて導き出すと、表 1 のようになる。